

照明灯修繕業務特記仕様書

(本業務の実施について)

- 第1条 本業務は、県港湾管理担当が管理する既存の照明灯などの故障・破損（球切れ等）を修繕する業務である。業務については、修繕作業の実施が必要となった際に、その都度、発注者より受注者に対し、修繕箇所・内容等を指示する。
- 2 受注者は、原則として、発注者からの指示があった日から10日以内に作業を実施・完了しなければならない。ただし、材料手配に日数を要する場合や、現場条件の都合により、物理的に作業できない場合は除く。
- 3 また、緊急を要する場合（交通事故で照明灯が破損し、急ぎ撤去が必要な場合など）には、発注者から当日中に作業するよう指示をすることがある。この場合も、可能な限り指示どおり作業するよう努めなければならない。
- 4 監督員から指示があった場合は、完了予定日及び完了日を、書面またはメールにより報告すること。
- 5 本業務の契約数量については、必要に応じ、実施数量により変更契約を行うものとする。業務数量は、過去の実績に基づく想定であるため、大幅な増減があり得る。
- 6 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書」及び「電気通信設備施工管理の手引き（社団法人 建設電気技術協会）」に基づき実施しなければならない。

(現場責任者について)

- 第2条 本業務の現場責任者は、別添の様式により届け出るものとする（雇用確認書類、実務経験確認書類、資格証の写しを添付すること）。
- 2 本業務の発注者との連絡・調整は、現場責任者が行わなければならない。
- 3 現場責任者は、次の条件を満たすこと。
- ① 1級または2級電気工事施工管理技士、第1種または第2種電気工事士、電気主任技術者（第1～3種）のいずれかの資格を有すること。
 - ② 10年以上の実務経験を有すること。
 - ③ 緊急作業依頼時に「自社の作業員・作業車」、「材料」等の手配及び段取りを即時にできること。
 - ④ 電子メールおよびファクシミリにて監督員と連絡及び資料のやり取りができること。

(下請けについて)

- 第3条 下請けに委託することを禁止する。ただし、緊急時など特別な理由がある場合で、発注者が事前に許可した場合を除く。

(作業時の安全対策)

第4条 作業時は他の車両・歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。交通の状況に応じて交通誘導警備員を適宜配置すること。

(作業箇所)

第5条 照明灯修繕作業については、徳島県土整備事務所からの指示により行うものとする。請負者は指示を受けた後、速やかに該当箇所の照明灯の不具合を調査し、修繕すること。また、修繕方法について疑義がある場合は、監督員と協議すること。

(提出書類)

第6条 この契約の検収については、監督員の指示があったとき及び工期末に、次の書類を提出するものとする。

- ①修繕箇所一覧表（作業日、作業内容、部材の規格などを記載）
- ②使用材料集計表（最終月は全業務数量の集計も行うこと）
- ③四国電力への申請書の写し
- ④完了報告書（監督員の依頼書（照明台帳の写し）を加筆修正したもの）
- ⑤写真（修繕前・修繕後の確認、作業状況、交換材料）

(設計変更について)

第7条 修繕の数量等は、照明灯故障個所の多少により増減するため、施工地域（市街地・地方部）及び実施数量に応じて変更契約するものとする。